

公営企業の抜本的な改革の取組状況(令和6年3月31日時点)

団体名	業種名	事業名	施設名
恵庭市	駐車場整備事業	—	

実施状況

抜本的な改革の取組							現行の経営 体制を継続
事業廃止	民営化・ 民間譲渡	地方独立 行政法人 への移行	広域化等	民間活用			
				指定管理者 制度	包括的 民間委託	PPP/PFI方式 の活用	
				●			

抜本的な改革の取組状況

取組事項		民間活用(指定管理者制度)			(実施(予定)時期)						
実施済		(取組の概要) 【きっかけ】 供用開始から相当の期間が経過しているが、精算機等の機器の更新をおこなっていないことや一般会計からの繰入金や駐車場整備に係る起債の償還が終了し、管理運営費を上回る利用料収入の確保が図られている状況となったため。 【概要】 市営駐車場(6ヶ所)及び市営駐輪場に係る管理運営業務について、一括で管理運営する指定管理業務。利用料金制度を採用し、指定管理期間は10年。	(方式) <table><tr><th>代行制</th><th>利用料金制</th></tr><tr><td></td><td>●</td></tr></table>		代行制	利用料金制		●	令和		
代行制	利用料金制										
	●										
実施予定	●	6	7	1							
					年	月	日				
		(取組の効果額) 4.3 百万円(年)	(取組の効果額内訳) 直営による管理を行った場合のコスト4,286千円/年と見込む一方、指定管理者制度導入の場合はコストがかからない。 ※指定管理者制度導入による人工数の減や機器設備の調達コストによる差								
検討中		(取組の概要)	(検討状況・課題)								